

作業環境測定士試験
(労働衛生関係法令)

受験番号	
------	--

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回、作業場等を巡視しなければならない。
- 2 事業者は、その事業場に専属でない作業環境測定士である者を衛生委員会の委員として指名することができる。
- 3 事業者は、常時使用する労働者の数が 50 人以上の事業場においては、産業医を選任しなければならない。
- 4 事業者は、常時使用する労働者の数が 10 人以上 50 人未満の事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。
- 5 事業者は、2 人以上の衛生管理者を選任しなければならない場合、そのうちの 1 人は、その事業場に専属でない労働衛生コンサルタントである者を選任することができる。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定めるすべての健康診断の記録を、これを受けた労働者が離職するまで保存しなければならない。
- 2 事業者は、定期健康診断の結果で異常が認められた労働者の健康保持に必要な措置について、医師等の意見を聴かなければならない。
- 3 事業者は、^{ふっ}弗化水素ガスを発散する場所における業務に常時従事している労働者に対し、6 月以内ごとに 1 回、定期的に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、本邦外の地域に 6 月以上労働者を派遣しようとするときは、その労働者に対し法令で定める健康診断を行わなければならない。
- 5 事業者は、一般健康診断を受けた労働者に対し、その結果を通知しなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、エックス線装置を用いて行う透過写真撮影の業務に労働者を就かせるときは、この者に対し、その業務に関する特別の教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、労働者に対して特別の教育を行ったときは、法令で定める事項についての記録を作成しなければならない。
- 3 事業者は、労働者を雇い入れたときは、その者に対し、法令で定める安全衛生教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、その事業場の業種に関係なく、新たに職長となる者に対し、法令で定める事項についての安全衛生教育を行わなければならない。
- 5 事業者は、法令で定める酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、この者に対し、その業務に関する特別の教育を行わなければならない。

問 4 労働安全衛生法第 65 条に基づく作業環境測定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、作業環境測定を行ったときは、その結果を衛生委員会等に付議しなければならない。
- 2 事業者は、法令で定める有機溶剤業務を行う屋内作業場について実施した作業環境測定の結果を評価して、第 3 管理区分となった場所について改善の措置を講じたときは、改善の効果を確認するため、その有機溶剤の濃度を測定し、その結果の評価を行わなければならない。
- 3 事業者は、作業環境測定の結果について行った評価の結果を記録しておくときは、作業環境測定の結果を記録しておかなくてもよい。
- 4 事業者は、法令で定める特定化学物質等を製造する屋内作業場について行った作業環境測定の結果を評価して、第 3 管理区分となった場所の管理区分が第 1 管理区分又は第 2 管理区分となるようにしなければならない。
- 5 事業者は、法令で定める酸素欠乏危険場所において作業を行うときは、その作業場について作業環境測定を行わなければならない。

問 5 規格、検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定めるガンマ線照射装置をその事業場に設置するときは、厚生労働大臣が定める規格を具備するものとしなければならない。
- 2 事業者は、法令で定める防じんマスクについては、個別検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、使用してはならない。
- 3 事業者は、厚生労働大臣が定める規格を具備している再圧室でなければ、その事業場に設置してはならない。
- 4 法令で定める防毒マスクを製造した者は、その型式についての検定を受けなければならない。
- 5 親会社は、法令で定めるチェーンソーについては、厚生労働大臣が定める規格を具備しているものでなければ、下請会社に貸与してはならない。

問 6 有害物の規制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、製造等が禁止される有害物等を試験研究のため製造する場合でも、法令で定める要件に該当するときでなければ、これを行うことはできない。
- 2 名称等を表示すべき有害物を包装して譲渡する者は、原則として、その包装に法令で定める事項を表示しなければならない。
- 3 通知対象物を提供する者は、その提供を受ける相手方にこの物についての通知を行うときは、文書の交付等により行わなければならない。
- 4 新規化学物質を製造しようとする事業者は、原則として、あらかじめ、法令で定める有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 製造の許可を受けべき有害物を製造しようとする者は、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

問 7 安全衛生改善計画又は計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県労働局長から安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、この計画を作成するとき、その事業場の労働組合等の意見をきかなければならない。
- 2 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その事業場の建設物を建設するときは、この計画を、その工事の開始日の30日前までに届け出なければならない。
- 3 事業者は、建設業に属する事業の仕事であって、法令で定めるものを開始しようとするときは、計画の届出を行わなければならない。
- 4 事業者は、第1種有機溶剤等の有機溶剤業務を行う作業場所に法令で定める局所排気装置を設けるときは、その計画を都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 5 事業者は、計画の届出を行うべき工事又は仕事のうち、法令で定めるものについて、その計画の作成に資格を有する者を参画させなければならない。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定の業務に関する不正の行為により作業環境測定士の登録を取り消された者は、取り消された日から2年間、作業環境測定士となることができない。
- 2 作業環境測定士試験に合格した者が作業環境測定士となるには、登録講習機関が行う講習を修了した後、法令で定める事項について登録を受けなければならない。
- 3 下請会社の事業者は、その指定作業場についての作業環境測定を、親会社の事業者が使用している第1種作業環境測定士に委託することができる。
- 4 第2種作業環境測定士は、指定作業場についての作業環境測定の業務のうち、簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析の業務を行うことができない。
- 5 作業環境測定士は、指定作業場についての作業環境測定を行うときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 作業環境測定機関は、事業者から指定作業場の作業環境測定依頼を受けた場合には、正当な理由があるときを除き、遅滞なく、その作業環境測定を行わなければならない。
- 2 作業環境測定機関は、作業環境測定を行った場合において機器を用いて分析を行ったときは、その分析に伴い作成したチャート等については保存しなくてもよい。
- 3 都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関は、作業環境測定業務の一部を休止したときは、遅滞なく、その都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 4 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 5 都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関は、作業環境測定業務に関する規程を定め、遅滞なく、その都道府県労働局長に届け出なければならない。

問 10 作業環境測定基準における測定対象 A と測定点の床からの位置 B との次の組合せのうち、誤っているものはどれか。

	A	B
1	土石、岩石等の粉じんの濃度	床上50cm以上150cm以下
2	事務室以外の屋内作業場における気温及び湿度	床上50cm以上150cm以下
3	等価騒音レベル	床上120cm以上150cm以下
4	事務室における空気の二酸化炭素及び二酸化炭素の含有率	床上75cm以上120cm以下
5	鉛の濃度	床上75cm以上120cm以下

問 11 A 測定及び B 測定を行った場合についての作業環境評価基準による管理区分に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 第1評価値及び B 測定の測定値が管理濃度にならない場合の管理区分は、第1管理区分である。
- 2 第1評価値が管理濃度以上で第2評価値が管理濃度以下であり、かつ、B 測定の測定値が管理濃度の1.0倍以上1.5倍以下である場合の管理区分は、第2管理区分である。
- 3 第2評価値が管理濃度を超える場合又は B 測定の測定値が管理濃度の1.5倍を超える場合の管理区分は、第3管理区分である。
- 4 第1評価値が管理濃度以上で第2評価値が管理濃度以下であり、かつ、B 測定の測定値が管理濃度にならない場合の管理区分は、第1管理区分である。
- 5 第1評価値が管理濃度未満で、かつ、B 測定の測定値が管理濃度の1.0倍以上1.5倍以下である場合の管理区分は、第2管理区分である。

問 12 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場においては、その伝ばを防ぐため、隔壁を設ける等必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、タンクの内部その他の場所で、自然換気が不十分なところにおいては、その排気ガスによる健康障害防止のための換気をするときでなければ、内燃機関を有する機械を使用してはならない。
- 3 事業者は、有害物については、一定の場所に集積した場合には、その集積場所である旨を表示しなくてもよい。
- 4 事業者は、常時50人以上の労働者を使用するときは、労働者が^が臥床することのできる休養室又は休養所を男女別に設けなければならない。
- 5 事業者は、硫化水素濃度が100万分の10を超える場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止しなければならない。

問 1 3 労働安全衛生規則の衛生基準に関する次のイからニまでの記述のうち、誤っているものみの組合せは、下のうちどれか。

- イ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気温が 10 以下であるときは、換気に際し、労働者を 1 m/s 以上の気流にさらしてはならない。
- ロ 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、原則として、精密な作業では 800ルクス以上としなければならない。
- ハ 事業者は、法令で定める著しい騒音を発する屋内作業場における作業工程又は作業方法を変更した場合には、等価騒音レベルを測定しなければならない。
- ニ 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場の気積を、設備の占める容積及び床面から 2.5 m を超える高さにある空間を除き、労働者 1 人について 20 m³ 以上としなければならない。

- 1 イ ロ
- 2 イ ハ
- 3 ロ ハ
- 4 ロ ニ
- 5 ハ ニ

問 1 4 次の第 2 類物質のうち、特定化学物質等障害予防規則に基づく作業環境測定の記録を 30 年間保存しなければならないものはどれか。

- 1 塩化ビニル
- 2 カドミウム及びその化合物
- 3 アクリルアミド
- 4 シアン化カリウム
- 5 弗化水素^{ふっ}

問 1 5 有機溶剤業務が行われる次の作業場のうち、作業環境測定を行わなければならないものはどれか。

ただし、消費する有機溶剤等の量は、いずれの業務でも法令で定める許容消費量を超えるものとする。

- 1 第 2 種有機溶剤等を用いて防水の業務を行うタンクの内部
- 2 第 2 種有機溶剤等を用いて印刷の業務を行う屋内作業場
- 3 第 2 種有機溶剤等を用いて塗装の業務を行うずい道の内部
- 4 第 1 種有機溶剤等を用いて洗浄の業務を行うピットの内部
- 5 第 1 種有機溶剤等を製造する工程で有機溶剤等のろ過の業務を行う屋外の作業場

問 1 6 法令で定める鉛業務に係る次の作業のうち、鉛作業主任者の選任を要しないものはどれか。

- 1 鉛蓄電池を解体する工程における鉛等の粉碎の業務に係る作業
- 2 鉛合金を製造する工程における鉛合金の鑄造の業務に係る作業
- 3 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務に係る作業
- 4 含鉛塗料を塗布した物の溶接、溶断の業務に係る作業
- 5 酸化鉛を製造する工程における鉛等の溶融の業務に係る作業

問 1 7 電離放射線障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 アルファ線、ベータ線、ガンマ線及び中性子線は、電離放射線である。
- 2 事業者は、放射線業務以外の業務のため管理区域に一時的に立ち入る労働者についても、管理区域内において受ける外部及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 3 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては、1年間につき150 mSv を超えないようにしなければならない。
- 4 事業者は、放射性物質取扱作業室において作業に従事した労働者がその室から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。
- 5 事業者は、法令で定める条件の下でエックス線装置を固定して使用するときは、1月以内ごとに1回、定期的に外部放射線による線量当量率又は線量当量を測定しなければならない。

問 1 8 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、除じん装置を付設すべき局所排気装置の排風機を、原則として、除じんをした後の空気が通る位置に設けなければならない。
- 2 事業者は、粉じん作業を行う屋内の作業場所については、毎日1回以上、清掃を行わなければならない。
- 3 事業者は、法令に基づき設置する局所排気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。
- 4 法令に基づき、局所排気装置に付設する除じん装置は、粉じんの種類がヒュームである場合には、サイクロンによる除じん方式の除じん装置でなければならない。
- 5 事業者は、法令に基づき設置する局所排気装置については、粉じんの発生源ごとにフードを設けなければならない。

問 1 9 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、事務室における空気の一酸化炭素の含有率を100万分の10以下としなければならない。
- 2 事業者は、事務室における空気中の二酸化炭素の含有率を100万分の5000以下としなければならない。
- 3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、事務室の気温及び相対湿度が法令で定める範囲になるように努めなければならない。
- 4 事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室について、定期的に、室温及び外気温を測定しなければならない。
- 5 事業者は、事務室に設けている機械による換気設備について、2月以内ごとに1回、定期的に、異常の有無を点検しなければならない。

問 2 0 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。
- 2 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理1である者に対して、3年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 3 事業者は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理2である者に対して、1年以内ごとに1回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。
- 4 事業者は、その行ったじん肺健康診断に関する記録を5年間保存しなければならない。
- 5 都道府県労働局長は、事業者からじん肺健康診断の結果が提出された労働者について、地方じん肺診査医の診断又は審査によりじん肺管理区分を決定する。